

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市桜環境センター余熱体験施設娯楽室等の専用利用の許可（変更）
根拠条例・規則等名		さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例
条 項		第7条
所 管 部 課		環境局 施設部 環境施設管理課 (電話：829-1342)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	桜環境センター余熱体験施設の施設で規則で定めるもの（娯楽室及び大広間の一部）の利用（専用しようとする場合に限る）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 専用利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、桜環境センター余熱体験施設専用利用許可（変更）申請書を市長に提出しなければならない。
	設定等年月日	平成 27 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<標準処理期間> 即日
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		桜環境センター適用（平成 27 年 4 月 1 日供用開始）